

玉手山学園のみなさまへ

教育・学修遂行(with CORONA) 学園基本姿勢 Vol.3(R3.1.18)

コロナ対策(向き合い) & 教育・学修を遂行(できる方法を考える) (両立)

今、人類は新型コロナウイルスと向き合いながら、豊かに生き続けるための社会活動を続けています。(人類の歴史はウイルスとの戦い、克服) 学園構成員(学生・生徒・園児、教職員)のご理解・ご協力のおかげで、玉手山学園は「教育・学修遂行とコロナ対策」を併行させ得ています。「感恩」これからも安全・安心に教育・学修遂行を継続できるよう、学園構成員のみなさまに次のことをご理解いただき、協同・実践をお願いいたします。

1. 自衛(他衛)の当事者意識を高めて学「内外」で実践

学園構成員 約 5,000 人の一人一人が意識・実践

マスク着用 手洗い 消毒 大声を控える “3密(密閉 密集 密接)”を低減

自衛(自分を守る) 他衛(他人を守る) 自分を守れば他人も守れる (無症状感染者の場合あり)

リスク低減工夫 距離確保 仕切り板 換気 減らす(控える) 場所変え

時短 時差 分ける リモート(遠隔) 等 組織も個人も意識・実践

2. 感染者(濃厚接触者含む)の人権を守る(誹謗・中傷をしない、させない)

感染者は学園全体で守る 感染者の“元気”復活を応援する

3. 対面教育活動(授業、クラブ活動、諸行事 学園生活)を主流とする(大切に守り抜く)

学園構成員が感染しない(感染者数を抑制) 濃厚接触者にならない(濃厚接触者数を抑制)

感染者が発生すれば、対面教育活動は“一定の制限”が強いられる(入構制限等)

※十分にリスクを考慮し、制限の規模(範囲 期間 等)を絞り込む

4. コロナ波に備える 対面教育活動は続ける(ゼロにしない) 併行して 遠隔教育・学修

遠隔(online) 教育・学修に慣れる(同時(Real time)双方向交信含む)

5. 国、大阪府のコロナ対応指針(緊急事態宣言 府の独自基準 等)を尊重

学園構成員に“玉手山学園からの”コロナ対応協力を適宜 発信

感恩

令和3年1月18日

学校法人 玉手山学園

関西福祉科学大学 関西女子短期大学

関西福祉科学大学高等学校

関西女子短期大学附属幼稚園

玉手山学園のみなさまへ

玉手山学園からのコロナ対応協力願い (R3.4.1) ～基本は“油断禁物”～

対象期間 令和3年4月1日～4月21日
(感染拡大の状況に応じて判断)

3月1日の緊急事態措置解除以降、新規陽性者数が増加傾向にあり、大阪府新型コロナウイルス警戒信号(大阪モデル)「イエローステージ2(警戒)」が継続されることとなりました。

引き続き文部科学省・大阪府からの要請を踏まえ、学園構成員(学生・生徒・園児、教職員)のみなさまには、次の通りコロナ対応協力をお願いいたします。

教育・学修遂行(with CORONA) 学園基本姿勢 Vol.3(R3.1.18)をベース(変更なし)

1. 対面教育活動(授業、クラブ活動、諸行事 学園生活)を続ける(主流)

コロナ対策による制限のなか工夫をして対面教育活動を継続する
必要に応じ 遠隔教育・学修を実施

2. 首都圏(1都3県)との往来を自粛すること

3. テレワーク等の実施(教職員対象)

所属、部署、職種等の態様に応じ、できる限り対人接触機会低減
テレワーク 時差 場所替え 車通勤 等

4. 感染時の治療専念および学園への報告要請(国・府の指針等遵守)

自身および周囲の健康・安全・安心のため、少しでも症状がある場合は早めに検査を受診すること、感染時および濃厚接触者に特定された場合の学園への報告、感染者は治療に専念すること、あわせて感染者(濃厚接触者含む)の人権を守る(誹謗中傷をしない、させない)ことを協力要請

5. 4人以下、“静”食・マスク会食の徹底・励行

複数で会食する場合の最重要事項

※食事以外のグループ学習・ミーティング時も

マスクを着用し大声での会話は控えてください

6. 歓送迎会、宴会を伴う花見の制限(リスク軽減の徹底)

恩 感

令和3年4月1日
学校法人 玉手山学園
関西福祉科学大学 関西女子短期大学
関西福祉科学大学高等学校
関西女子短期大学附属幼稚園

玉手山学園からのコロナ対応協力願い (R3.4.1) ～基本は“油断禁物”～

対象期間 令和3年4月1日～4月21日
(感染拡大の状況に応じて判断)

3月1日の緊急事態措置解除以降、新規陽性者数が増加傾向にあり、大阪府新型コロナウイルス警戒信号(大阪モデル)「イエローステージ2(警戒)」が~~3月31日まで~~継続されることとなりました。

引き続き文部科学省・大阪府からの要請を踏まえ、学園構成員(学生・生徒・園児、教職員)のみなさまには、次の通りコロナ対応協力をお願いいたします。

教育・学修遂行(with CORONA) 学園基本姿勢 Vol.3(R3.1.18)をベース(変更なし)

1. 対面教育活動(授業、クラブ活動、諸行事 学園生活)を続ける(主流)

コロナ対策による制限のなか工夫をして対面教育活動を継続する
必要に応じ 遠隔教育・学修を実施

2. 首都圏(1都3県)との往来を自粛すること

3. テレワーク等の実施(教職員対象)

所属、部署、職種等の態様に応じ、できる限り対人接触機会低減
テレワーク 時差 場所替え 車通勤 等

4. 感染時の治療専念および学園への報告要請(国・府の指針等遵守)

自身および周囲の健康・安全・安心のため、少しでも症状がある場合は早
めに検査を受診すること、~~あらためて治療専念と~~感染時および濃厚接触者
に特定された場合の学園への報告、~~感染者は治療に専念すること~~、あわせて
感染者(濃厚接触者含む)の人権を守る(誹謗中傷をしない、させない)こ
とを協力要請

5. 4人以下、黙“静”食・マスク会食の徹底・励行

複数で会食する場合の最重要事項

※食事以外のグループ学習・ミーティング時も
マスクを着用し大声での会話は控えてください

6. ~~卒業旅行の自粛及び~~歓送迎会、~~謝恩会~~、宴会を伴う花見の制限(リスク軽減の徹底)

恩 感

学园内 新型コロナウイルス感染者 発生後の対応 基本方針 (R3.4.1~)

学園構成員(学生・生徒・園児(以下 学生等)、教職員(専兼等不問))に感染者が発生した際の学園活動の“コロナ対応・制限”の学園基本姿勢を次の通りとする
十分なコロナ対策・安全レベルを確保したうえで

「できるだけ制限の“範囲を狭く”“期間を短く”with CORONA のバランスで」

はじめに

本方針は守るべき最低ラインであり、所属ごとに本方針の制限より強める(感染リスクをさらに低減する)対応は「可」 ※緩める対応は✕

用語定義

登学・出勤停止…学園への入構禁止 ※教育(“仕事”)は遂行(止めない) 適宜、組織的な遠隔授業を実施する
自宅待機…外出自粛を含む自宅待機

濃厚接触者…感染者と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている者
・必要な感染予防策をせずに、手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる
・感染者からウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断する

【厚生労働省HP ウイルスに関するQ&A(3月22日時点版)より】

※マスク無しの大声での密接会話は濃厚接触者と判定されるリスクが極めて高くなる

2次濃厚接触者(※学園の造語)…濃厚接触者の濃厚接触者を指す

0. 学園にコロナウイルスを拡散させない一人一人の基本努力

“3密(密閉 密集 密接)”回避 マスク 手洗い うがい

1. 公(保健所、主務官庁)の指示(指針)遵守 実対応は学園判断(責任)

2. 感染判明初日 限られた情報(濃厚接触範囲・行動経路)の中 安全重視で即断

●感染者

保健所・医師の指示のもと治療等に専念する

●登学・出勤停止対象者の設定(濃厚接触者がいると想定される範囲を広めに設定する)

学校園 学科 学年 職場 クラス 専攻 ゼミ 勤務室 等

●登学・出勤停止対象者の停止期間

一定レベルの安全状況確認後(濃厚接触者の特定完了)まで登学・出勤停止
(HP・ユニパ・Classi等で情報提供) ※常時HP等を注視することが肝要

●立入規制(広めに設定する)

学校園 校舎 階層 部屋 等

3. 判明二日目以降

情報(濃厚接触範囲・行動経路)収集に注力 精度・スピード感が重要

【濃厚接触者特定(保健所)&対応】

極めて重要な作業 ※“2次濃厚接触者”の特定作業は行わない

濃厚接触者と特定された方は、自宅待機対象者となり PCR 検査を受けなければならない。また、結果が陰性であっても保健所の指導を受け、所定の健康観察期間を自宅待機とする(2週間以内が多い)

※共用スペース(食堂 広場 自習室 スクールバス 等)での“普通の滞在”は濃厚接触の範囲に含まれない(感染リスク 一般判断ローレベル)

●立入規制の解除

消毒(除菌)作業完了後、即立入規制を解除(教室 食堂 広場 自習室 スクールバス 等)

●行事の実施(入試説明会、入試、生活発表会等)

関係箇所消毒完了後、行事を遂行する

(通常の十分なコロナ対策・安全レベルが確保できている)

【濃厚接触者特定完了後】

●感染者・濃厚接触者

療養 or 学生等へ適宜、組織的な遠隔授業を実施する 教職員はテレワーク

●濃厚接触者に特定されなかった者への登学・出勤停止を解除

濃厚接触者に特定されなかった時点で、原則として登学・出勤停止を解除する(教育活動(対面授業等)の再開)

(通常の十分なコロナ対策・安全レベルが確保できている)

※クラスターが危惧される場合は、別途保健所等の関係機関と協議する

4. 情報提供(判明初日から)

簡明 的確 迅速 (HP・ユニパ・Classi 等で情報提供)

※常時 HP 等を注視することが肝要

5. 感染者 濃厚接触者の人権保護(誹謗・中傷をしない させない)

原則として、個人名特定につながる情報は公表しない(できない)

以上